

**海外安全対策情報**  
(2019年4月～6月分)

在フィリピン日本国大使館

1 治安情勢

(1) フィリピンの治安は特に首都圏や大都市部で改善傾向にある。他方、日本国内と比較すると、銃器を使用した殺人・薬物売買等事件、強盗（路上強盗・昏睡強盗）及び性犯罪の件数は格段に高いことから、平素から多額の現金や不要な貴重品を持ち歩かない、万一被害に遭った際は生命・身体を守ることを第一に考えて無理な抵抗はしないなど、慎重に行動する必要がある。

(2) マニラ首都圏においては、置き引き・スリ・車上狙い等の窃盗、睡眠薬強盗及び美人局等の恐喝被害に遭う事案が頻発しており、被害者は観光等短期滞在の男性が多い。犯罪被害の未然防止には、①日本人は犯罪の標的として狙われやすいとの危機意識を持つこと、②手荷物から目を離さず身体から離さないこと、③日本語等で気安く声をかけてくる見知らぬ人物の誘いに乗らないこと、等の対応が求められる。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) 邦人被害事案

(ア) 6月、マニラ市エルミタ地区の路上において、タクシーに乗車しようとした際、バイクに乗車した2人組から現金及び金塊等在中のポーチを持ち逃げされる「ひったくり」事案が発生している。

(イ) 5月、マカティ市において、日本語で声を掛けられた現地女性とともに、レストランで飲食物を口に直した直後、意識朦朧となり、滞在ホテルにて目が覚めると貴重品が盗まれたのが明らかとなった「睡眠薬強盗」事案が発生している。また、帰国後クレジットカードの不正利用が確認されている。

(ウ) 5月、マニラ首都圏において、2名の現地女性からマッサージの勧誘を受け、法外な代金支払を強要されたが、ホテル従業員の仲裁により、支払いを免れた「美人局」未遂事案が発生している。

(エ) 4月、カビテ州の飲食店駐車場において、駐車車両の窓ガラスが割られ、車内に置かれた貴重品入りのバッグが盗まれる「車上狙い」事案が発生している。

(オ) 4月～6月、首都圏マニラ市エルミタ地区、マカティ市、パサイ市等のショッピングモール、観光地及び空港などにおいて、背中にかけたリュックサック等から貴重品を盗み取る「スリ」事案、手荷物から目を離した隙の「置き引き」事案が頻発している。また、路上において、携帯電話通話中に現地男性に声を掛けられ、注意を逸らされた隙の盗難事案も発生している。

(2) 邦人以外の被害事案

6月、ニノイアキノ国際空港において、フィリピン人になりすまし同国の偽造

旅券を行使の上、台北への出国を企てた中国人（台湾人）が、当地入国管理局により逮捕された。また、同人は、家政婦として稼働予定のフィリピン人女性2名（1名は未成年）について、中東への出国を企図した人身売買の容疑も疑われている。

### 3 テロ・爆弾事件発生状況

4月、ミンダナオ地域スルタンクダラット州のイスラムの飲食店前において、爆発があり、少なくとも18人が負傷した爆弾事件が発生している。

6月、同地域スルー州インダナンの国防軍施設において、自爆テロとみられる爆弾の爆発事案が発生し、少なくとも8名以上が負傷したと報道されている。

イスラム自治政府への参加を問う住民投票により、2月、バンサモロ暫定自治政府が発足したが、和平プロセスに不満を持つ過激派グループもあり、治安の不安定化が懸念され、引き続き安全確保に十分注意する必要がある。

### 4 誘拐・脅迫事件発生状況

邦人を被害者とする事件の発生状況は認められない。

### 5 日本企業の安全に関する諸問題

当地においては、一般的に企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなると、日系企業（社員）や関連企業（現地法人）に対する脅迫事件も時折報告されることがあり、進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し常時注意を要する。

特に、新人民軍（NPA）は、マニラ首都圏やセブ首都圏などの都市部を除き、地方に展開する民間企業に対して、環境破壊、住民搾取等の名目で「革命税」を要求し、企業側が応じない場合には、企業への脅迫、恐喝等の行為や襲撃（主に農園等の各種機材破壊）等を繰り返していることから、現地採用職員の動向も含め、日頃から情報収集を行うなど十分な注意が必要である。また、首都圏から遠隔地に所在する日系企業では、アブ・サヤフ・グループ等イスラム系反政府武装勢力の動向には細心の注意を要する。

### 6 その他

（1） フィリピンでは、6月頃から雨期に入り、衛生状態が悪化し、汚染された飲食物による食中毒や感染性胃腸炎が流行することから、調理・飲食前の手洗いの励行及び生鮮食品の加熱調理等により、食中毒の予防に配慮する必要がある。また、雨期には蚊が発生しやすく、デング熱の流行も懸念されることから、肌の露出を避け、忌避剤を使用することで、蚊に刺されない予防措置を講じることが重要である。

（2） 4月、ザンバレス州を震源とする地震が発生し、パンパンガ州では少なくとも8人が死亡し、クラーク国際空港ではチェックインロビーの一部崩落などにより、一時閉鎖された。

（3） フィリピンでは、女性や子供に対する暴力は刑事事件の対象となることから

自身の家族や友人である女性への暴力や、たとえばレストランで騒いでいる子供をたたくなどすると罪に問われる可能性があることに留意する必要がある。

(4) 2017年7月施行の大統領令により、公共の場所では、所定の喫煙場所以外での喫煙及び飲酒が禁止され、違反の場合、罰金刑の対象となり得ることにも注意を要する。

以上